

海洋基本法及び 海洋基本計画について

内閣官房総合海洋政策本部事務局

海洋基本法について（概要）

背景

- ◎ 食料、資源・エネルギーの確保や物資の輸送、地球環境の維持等、海が果たす役割の増大
- ◎ 海洋環境の汚染、水産資源の減少、海岸侵食の進行、重大海難事故の発生、海賊事件の頻発、海洋権益の確保に影響を及ぼしかねない事案の発生等、様々な海の問題の顕在化

海洋政策の新たな制度的枠組みの構築が必要

海洋基本法の成立（平成19年4月20日）、施行（同7月20日）

基本理念

- | | |
|------------------------|-------------|
| ①海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和 | ②海洋の安全の確保 |
| ③科学的知見の充実 | ④海洋産業の健全な発展 |
| ⑤海洋の総合的管理 | ⑥国際的協調 |

基本的施策

- ①海洋資源の開発及び利用の推進
- ②海洋環境の保全等
- ③排他的経済水域等の開発等の推進
- ④海上輸送の確保
- ⑤海洋の安全の確保
- ⑥海洋調査の推進
- ⑦海洋科学技術に関する研究開発の推進等
- ⑧海洋産業の振興及び国際競争力の強化
- ⑨沿岸域の総合的管理
- ⑩離島の保全等
- ⑪国際的な連携の確保及び国際協力の推進
- ⑫海洋に関する国民の理解の増進等

海洋政策の推進体制

国

- **総合海洋政策本部**の設置
(本部長：内閣総理大臣
副本部長：内閣官房長官、海洋政策担当大臣)
 - ・ 有識者からなる**参与会議**の設置(10名)
 - ・ **事務局**の設置
- **海洋基本計画**の策定(平成20年3月)



地方公共団体

各区域の自然的社会的条件に応じた施策の策定、実施

事業者

基本理念に則った事業活動、国・地方公共団体への協力

国民

海洋の恵沢の認識、国・地方公共団体への協力

総合海洋政策の推進体制及び海洋政策担当大臣について

背景

- ◎ 食料、資源・エネルギーの確保や物資の輸送、地球環境の維持等、海が果たす役割は極めて重大
- ◎ 海洋環境の汚染、水産資源の減少、重大海難事故の発生、海賊事件の頻発等の問題は増加
- ◎ 海洋資源の開発や海洋権益の確保、国際協調等、国全体として海洋政策に取り組む必要性

海洋基本法の成立及び施行(平成19年7月20日) 総合海洋政策本部の発足及び海洋政策担当大臣の指名

海洋基本計画

(平成25年4月閣議決定・おおむね5年毎に見直し)

○総論

海洋立国日本の目指すべき姿

- ・国際協調と国際社会への貢献
- ・海洋の開発・利用による富と繁栄
- ・「海に守られた国」から「海を守る国」へ
- ・未踏のフロンティアへの挑戦

○第1部、第2部

海洋に関する施策についての基本的方針及び具体施策

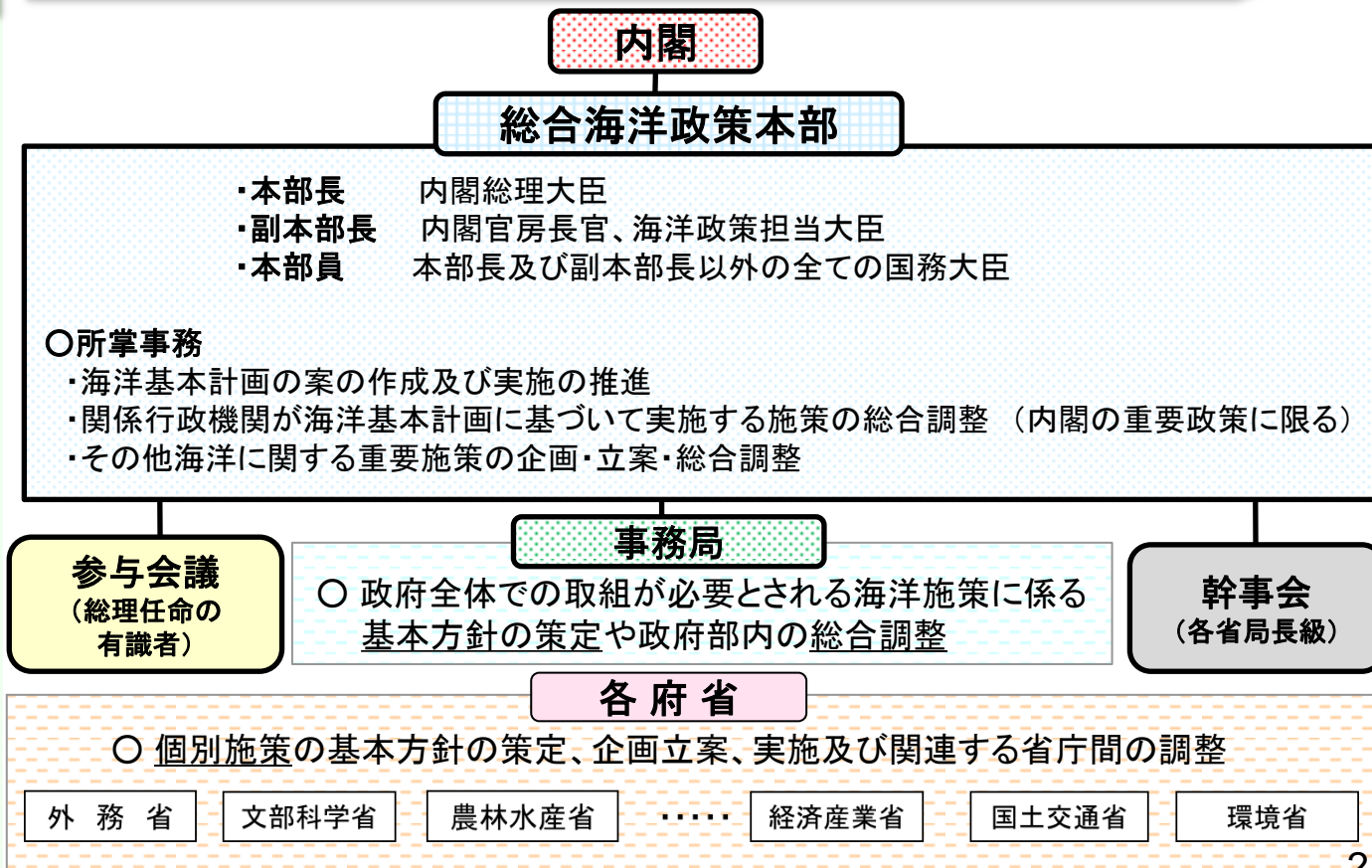
- ・海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和
- ・海洋の安全の確保
- ・科学的知見の充実
- ・海洋産業の健全な発展
- ・海洋の総合的管理
- ・海洋に関する国際的協調
- ・海洋教育の充実及び海洋に関する理解の増進

○第3部

海洋に関する施策を推進するために必要な事項

- ・施策を効果的に推進するための総合海洋政策本部の見直し
- ・関係者の責務及び相互の連携
- ・施策に関する情報の積極的な公表

総合海洋政策本部による施策の推進



海洋基本計画について

＜海洋政策の推進体制＞

内閣

総合海洋政策本部

本部長：総理大臣
副本部長：官房長官、海洋政策担当大臣
・海洋基本計画の作成、実施の推進
・関係行政機関の施策の総合調整 等

参
与
会
議
（総理任命の有識者）

内閣官房総合海洋政策本部事務局

海洋基本法の成立(平成19年4月20日)

6つの基本理念：海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和等
12の基本的施策：海洋資源開発・利用や海上輸送の確保等

海洋基本計画

(平成20年3月閣議決定)
おおむね5年ごとに見直し

新たな海洋基本計画の策定

※平成25年度～平成29年度

現行海洋基本計画以降の海洋をめぐる社会情勢等の変化

- ①東日本大震災後の防災、エネルギー政策の見直し
- ②海洋資源・再生可能エネルギーに対する期待の高まり
- ③海洋権益保全をめぐる国際情勢の変化
- ④地球環境の変化、北極海航路活用可能性の高まり等の自然・社会情勢の変化

総論 海洋立国日本の目指すべき姿

- **国際協調と国際社会への貢献**
 - ・アジア太平洋を始めとする諸国との国際的な連携を強化。
 - ・法の支配に基づく国際海洋法秩序の確立を主導し、世界の発展・平和に貢献。
- **海洋の開発・利用による富と繁栄**
 - ・海洋資源等、海洋の持つ潜在力を最大限に引き出し、富と繁栄をもたらす。
- **「海に守られた国」から「海を守る国」へ**
 - ・津波等の災害に備えるとともに、安定的な交通ルートを確保。
 - ・海洋をグローバルコモンズ(国際公共財)として保ち続けるよう積極的に努める。
- **未踏のフロンティアへの挑戦**
 - ・海洋の未知なる領域の研究の推進による人類の知的資産の創造への貢献。
 - ・海洋環境・気候変動等の全地球的課題の解決に取り組む。

第1部、第2部 海洋に関する施策についての基本的方針及び具体施策

1. 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和

○海洋資源の開発及び利用と海洋環境の保全との調和

- 「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」改定
 - ・メタンハイドレートを平成30年代後半に民間の主導する商業化プロジェクト開始に向け、技術開発を実施、日本海側についても今後3年間集中的な調査実施
 - ・海底熱水鉱床を平成30年代後半以降の商業化プロジェクトに向け、技術開発等を推進
 - ・レアアースを平成25年度以降3年間で概略資源量・賦存状況調査を実施
- 風力発電等の海洋再生可能エネルギーの普及のため実証フィールドの整備など政策支援
 - ・福島や長崎での実証研究
 - ・海域利用ルール明確化や漁業協調型利用メニューの作成等
- 水産資源の開発及び利用

- ・資源管理指針・資源管理計画等に基づく水産資源の適切な管理等を全国的に推進
- ・漁村の豊かな地域資源の活用等を通じた漁村の活動の推進や漁場の生産力の増進
- ・総合的な経営安定対策による漁業経営の体質強化

○海洋環境の保全等

- ・生態学的・生物学的に重要な海域の平成25年度までの抽出、海洋保護区設定の推進
- ・海上輸送からのCO2排出抑制や海底下二酸化炭素回収貯留の調査・取組の推進

2. 海洋の安全の確保

- ・周辺海域における広域的な常時監視体制、遠方・重大事案への対応体制の強化
- ・自衛隊と海保との連携強化
- ・日本船籍への民間武装警備員乗船に向けた取組

3. 科学的知見の充実

○海洋科学技術に関する研究開発の推進等

- ・自然災害対応等の重要課題の研究開発
- ・衛星情報の一層の活用等宇宙の活用

○海洋調査の推進

- ・海洋の総合的管理に必要な基盤情報を整備するため調査を実施

4. 海洋産業の健全な発展

○海洋産業の振興及び国際競争力の強化

- 新たな海洋産業の創出
 - ・浮体式LNG生産貯蔵積出施設等、国際競争力ある資源開発関連産業の戦略的育成
- 水産基本計画に基づく水産施策の着実な実施
- 海運・造船業、水産業の経営基盤の強化
 - ・環境性能の高い船舶の技術開発の促進

○海上輸送の確保

- ・税制等による安定的な海上輸送体制の確保
- ・船員高齢化対策の事業者支援
- ・大型船に対応した海上輸送拠点の整備

5. 海洋の総合的管理

○EEZ等の開発の推進

- ・遠隔離島(南鳥島、沖ノ鳥島)活動拠点の整備
- ・EEZ等の管理のための方針の策定、包括的な法体系の整備

○沿岸域の総合的管理

- ・沿岸域の総合的管理の推進
- ・海面利用調整ルールづくり
- ・陸域と一体的に行う沿岸域管理

○離島の保全等

- ・離島の保全及び振興
- ・国境離島の管理と特別の措置について検討

6. 海洋に関する国際的協調

- ・IMO等での国際基準等の策定に主体的に参画等、海洋の秩序形成・発展への貢献
- ・海賊対策等における海洋に関する国際的連携
- ・海洋に関する国際協力

7. 海洋教育の充実及び海洋に関する理解の増進

- ・地域の産官学のネットワーク等による地域の特性を活かした人材育成
- ・専門の人材、幅広い知識を有する人材の育成
- ・行事やメディアを通じた情報発信

第3部 海洋に関する施策を推進するために必要な事項

1. 施策を効果的に推進するための総合海洋政策本部の見直し

- ①各施策の工程表の作成と計画的な実施、
- ②総合的な戦略の策定と実施
- ③必要となる法制度の整備、
- ④実施状況等の評価に基づく効果的な施策推進

○参与会議における検討体制の充実

- ・施策のフォローアップ及び評価
- ・情勢変化等も踏まえ、重要施策を重点検討
- ・参与以外の幅広い関係者の参画を得て、テーマごとに集中的に評価・検討

○事務局機能の充実

- ・民間や関係機関から出向等した職員が中心となって特定の重要課題を総合調整

2. 関係者の責務及び相互の連携

3. 施策に関する情報の積極的な公表

海洋基本計画における主要な取組

海洋エネルギー・鉱物資源の開発

基本認識

- 調査・研究を継続しつつ、事業化のための開発・研究を強化する段階へ移行
- 我が国周辺海域の資源ポテンシャルを把握するための技術開発と広域科学調査・資源探査を継続的に実施
- 揚鉱、採鉱等生産に向けた技術開発を集中的に実施



石油・天然ガス

- 日本周辺海域において、基礎物理探査(6000km²/年)や基礎試錐を機動的に実施
- 新潟県佐渡沖で平成25年度に実施する基礎試錐の成果等を民間に引き継ぎ、探鉱活動を推進



メタンハイドレート

- 平成30年度を目途に商業化の実現に向けた技術を整備
- 平成30年代後半に民間企業が主導する商業化のためのプロジェクトが開始されるよう、国際情勢をにらみつつ技術開発を実施
- 日本海側を中心に存在が確認された表層型のメタンハイドレートの広域的な分布調査等を実施



海底熱水鉱床

- 平成30年代後半以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトが開始されるよう、既知鉱床の資源量評価、新規鉱床の発見と概略資源量の把握、実海域実験を含めた採鉱・揚鉱に係る機器の技術開発、環境影響評価手法の開発等を推進し、その成果が民間企業による商業化に資するよう、官民連携の下、推進



コバルトリッチクラスト及びマンガン団塊、レアアース

- コバルトリッチクラスト及びマンガン団塊については、資源量調査と生産関連技術について、国際海底機構が定めた探査規則を踏まえつつ、調査研究に取り組む。(特にコバルトリッチクラストについては、海底熱水鉱床の取組の成果も踏まえ、具体的な開発計画を策定)
- レアアースについては、将来の資源としてのポテンシャルを検討するための基礎的な科学調査・研究に取り組む。(特に平成25年度以降3年間程度で、海底に賦存するとされるレアアースの概略資源量・賦存状況調査を実施)

共通基盤の整備、研究開発

- これまでの実施状況等を踏まえ、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定
- 広域探査船、無人探査機、最先端センサー技術等を用いた広域探査システムの開発・整備、新しい探査手法の研究開発を加速
- 遠隔離島(南鳥島及び沖ノ鳥島)において、輸送や補給等が可能な活動拠点を整備



海洋再生可能エネルギーの利用促進

洋上風力発電

- 銚子沖及び北九州沖で着床式洋上風力発電システムの実証研究を実施
- 長崎県沖で浮体式洋上風力発電システムの実証研究を実施
- 福島県沖で浮体式洋上ウインドファームの実証研究を実施
- 浮体式洋上風力発電施設について、平成25年までに安全ガイドラインを策定するとともに国際標準化策定を主導



海洋エネルギー(波力、潮流、海流、海洋温度差等)

- 40円/kWhの達成を目標とする実機を開発、更なる発電コストの低減を目指すための要素技術を開発
- 浮体式及び海中浮遊施設の安全性を担保する技術的検討
- 港湾の本来の目的や機能と共生し得る円滑な導入や高度な利用の方策を検討



実用化・事業化の促進

- 海域の利用について、他の海域利用者等との共存共栄を図るとともに、地域ごとの状況に応じた調整
- 海域利用のルールの詳細化のため、法制度の整備を含めた検討
- 港湾区域、漁港区域、海岸保全区域等、既に管理者が明確になっている海域においては、本来の目的や機能に支障のない範囲で先導的な取組を推進
- 海洋構造物や発電機器の安全性を担保する制度の明確化、我が国の技術を背景に技術基準の国際標準化を主導
- 安全かつ効率的な設置・メンテナンスのための作業船やインフラの整備方策を検討

技術開発、研究開発

- 実証試験のための実証フィールドの整備、第三者による評価の仕組みを検討
- 洋上風力発電の実用化と導入拡大のため、技術開発及び実証を加速
- 基盤情報整備等の基盤整備を推進
- 高効率・高信頼性・低コストの革新的発電システムの基盤的研究開発を推進

海洋再生可能エネルギー普及のための基盤・環境整備

- エネルギー政策全体の方向性と整合を取りつつ、普及を戦略的に進めていく施策について、目標の在り方も含めて総合的に検討する。
- 買取価格については、実用化の見通しが立ち、費用の検証が可能になった段階において、国民負担にも配慮しつつ検討・決定

海洋基本計画における主要な取組

海洋産業の振興及び国際競争力の強化

海運・造船業、水産業の強化

我が国造船業の国際競争力の強化

- ・ 環境性能の高い船舶の技術開発の促進等による受注力の強化
- ・ 新市場・新産業への展開及び業界再編の促進

日本商船隊の国際競争力の強化

- ・ グローバルな環境変化を踏まえた外航海運の戦略的対応の推進
- ・ 国際的な競争条件の均衡化のための継続的な取組の推進

内航海運の活性化

- ・ 老齢船の代替建造、船舶管理会社を活用したグループ化の促進による内航海運活性化

水産業の振興

- ・ 消費者の関心に応え得る水産物の供給や食育の推進による消費拡大
- ・ 水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能の発揮

新たな海洋産業の創出

海洋資源開発関連産業の育成

- ・ 浮体式液化天然ガス生産貯蔵積出設備や洋上の生産設備に人や物資を効率的に輸送するための洋上ロジスティックハブの実現に向けた検討を行い、国際競争力を有する海洋資源開発関連産業の戦略的な育成を実施



海洋エネルギー・鉱物資源開発の産業化

- ・ メタンハイドレートについては、平成30年度を目途に商業化の実現に向けた技術の整備を実施
- ・ 海底熱水鉱床については、実海域実験を含めた継続的な技術開発とともに、技術的課題の解決に有力な技術を有する民間企業も加えるなど、産業化の実現に向けた検討を推進

海洋再生可能エネルギー開発の産業化

- ・ 洋上風力発電の早期の実用化・導入拡大や海洋エネルギー発電の要素技術の確立・実証を通じた実用化を推進

海洋情報産業の創出

- ・ 海洋情報に関し、提供内容、提供形態等の在り方について検討し、海洋情報産業の創出に必要な環境整備を推進
- ・ 海洋調査に民間企業が幅広く参画できる体制、海外展開に向けた検討を実施

総合戦略の策定

- ・ 海洋の開発・利用・保全等を担う新たな海洋産業の創出を促すため、産学官連携の下、産業の状況等に応じた政策支援措置や事業創出の環境整備、国際競争力の強化、人材育成等の方策を盛り込んだ総合戦略策定等について検討

水産資源の活用及び利用

水産資源の適切な管理等

- ・ 国や都道府県が策定する資源管理指針に基づき、漁業者が自ら取り組む資源管理計画を確実に実施することにより、水産資源管理を全国的に推進
- ・ 資源を共有する周辺諸国・地域との連携・協力を強化し、水産資源管理をより一層推進

漁場の生産力の増進等

- ・ 漁村の豊かな地域資源を活用した様々な取組を推進し、漁村の活動の推進、漁村の魅力の向上を図る

漁業経営の体質強化等

- ・ 国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に総合的な経営安定対策を推進

海上輸送の確保

外航・内航海運の安定的な海上輸送体制の確保

- ・ 日本商船隊の国際競争力及び安定的な海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の適用等を実施し、日本船舶と準日本船舶を合わせて450隻体制の早期確立を図る。
- ・ 世界貿易機関(WTO)や経済連携協定(EPA)等における海運サービス分野の高い自由化約束を目指し、交渉に取り組む
- ・ 老齢船の代替建造、船舶管理会社を活用したグループ化の促進による内航海運活性化

船員の確保・育成

- ・ 高齢化の進展等に伴う内航船員の不足に対応するため、計画的に新人船員の確保・育成に取り組む内航海運事業者を支援
- ・ 船員教育の更なる質の向上のため、海運事業者が運航する船舶を活用した社船実習の内航海運への導入、内航用練習船の導入

海上輸送拠点の整備

経済・産業・生活を支える物流基盤の整備

- ・ 国際コンテナ戦略港湾(阪神港、京浜港)のハブ機能強化に向け、コンテナターミナル等の整備、貨物集約、港湾運営の民営化等を推進
- ・ 資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入を実現するため、大型船に対応した港湾の拠点の確保や企業間連携の促進を図り、国全体として効率的な海上輸送ネットワークを形成



海洋基本計画における主要な取組

海洋の安全の確保

海洋の安全保障や治安の確保

- 我が国周辺海域における広域的な常時監視体制、遠方・重大事案への対応体制を強化
- 巡視船艇、艦艇、航空機等の計画的な整備、要員の確保、自衛隊と海保との連携を強化
- 沿岸、離島の治安・安全確保のための連携体制を構築
- ソマリア沖・アデン湾での海賊対策を継続、日本籍船への小銃を用いた警備を実施することができる等の特別の措置について、その取組を推進



海洋環境の保全等

生物多様性の確保等のための取組

- 生態学的・生物学的に重要な海域を平成25年度までに抽出
- 海洋保護区について、設定を適切に推進するとともに、その管理の充実を図る

環境負荷の低減のための取組

- 広域的な閉鎖性水域について、水質総量削減、汚濁負荷削減対策等を推進
- 海上輸送からのCO2排出を大幅抑制する取組の推進
- 海底下二酸化炭素回収貯留について、生態系、海水、底質の科学的特性を調査

地球温暖化と気候変動の予測及び適応に関する調査研究

- 地球規模での環境問題解決のため、国際的な地球観測計画の策定等に貢献
- 海洋の循環や熱輸送、海洋の酸性化、海洋生態系への影響等を調査、研究



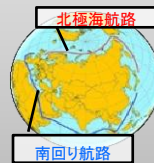
北極海に関する取組

北極域の観測、調査研究

- 近年、地球温暖化に伴う北極海水の融解によって北極海航路の利用に関する世界的な関心が高まっていること等を踏まえて観測、調査研究等を推進

北極海航路の検討、国際的連携

- 北極海航路の活用の可能性について、関係国との協議を推進
- 海運事業者や荷主等と連携し、航路の実現可能性、技術的課題、経済的課題等を検討
- 北極評議会における我が国のオブザーバー資格承認の実現に向け、政府一体となって努力



科学的知見の充実

海洋科学技術に関する研究開発の推進等

- 科学技術基本計画や科学技術・学術審議会海洋開発分科会等の検討を踏まえ推進、特に①地球温暖化と気候変動予測・適応、②海洋エネルギー・鉱物資源の開発、③海洋生態系の保全・生物資源の持続的利用、④海洋再生可能エネルギー開発、⑤自然災害対応の5つの政策ニーズに対応した研究開発を重点的に推進

基礎研究及び中長期的視点に立った研究開発の推進

- 海洋及び地球並びにそれらに関連する分野の総合的な理解、解明など、新たな地のフロンティアの開拓に向けた科学技術基盤を構築するため、観測、調査研究、解析等の研究開発を推進



海洋科学技術の共通基盤の充実・強化

- 海洋に関する基礎研究や中長期的な視点に立って実施すべき国家存立基盤に関わる技術や広大な海洋空間の総合的な理解に必要な技術など、世界をリードする基盤的な技術の研究開発を推進

宇宙を活用した施策の推進

- 衛星情報のより一層の活用について、宇宙政策とも十分に連携しつつ、今後の国内外の衛星インフラの整備状況等も踏まえて検討

離島の保全等

我が国の安全及び海洋秩序維持上、重要な離島に関する取組

- 離島における排他的経済水域等の根拠となる低潮線の保全や領海を根拠付ける離島の名称付与を実施
- 重要な離島及びその周辺海域における情報収集、監視・警戒を強化し、島嶼部及び周辺海域の安全確保に関する体制を整備
- 我が国の領域、排他的経済水域等の保全等我が国の安全並びに海洋資源の確保及び利用を図る上で特に重要な離島(いわゆる「国境離島」)について、その保全、管理及び振興に関する特別の措置について検討を行い、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる



離島の振興

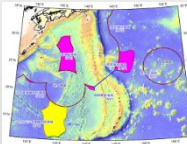
- 離島航路、離島航空路の安定的な確保維持を支援、安全かつ安定的な輸送の確保のための離島ターミナルの整備を推進
- 離島等における医療を確保するため、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制を整備
- 地域の創意工夫をいかした振興を図るため、離島特区制度について総合的に検討

海洋基本計画における主要な取組

排他的経済水域等の管理

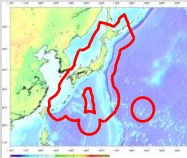
我が国の大陸棚の設定等

- 我が国の大陸棚延長申請に対する大陸棚限界委員会の勧告を踏まえ、勧告が先送りされた海域について早期に勧告が行われるよう努力するなど、延長大陸棚の限界の設定に向けた対応を適切に推進



外国と主張が重複する海域

- 排他的経済水域等について、我が国と外国の主張が重複する海域が存在することに伴う問題が生じているため、これらの問題への対応及び問題の根本的解決について、排他的経済水域等における我が国の権益を確保すべく、国際法に基づいた解決を追求



排他的経済水域等の利用等を推進するための基盤・環境整備

- 海域の開発等の実態や今後の見通し等を踏まえつつ、管理の目的や方策、取組体制やスケジュール等を定めた海域の適切な管理の在り方に関する方針を策定、当該方針に基づき、総合海洋政策本部において、海域管理に係る包括的な法体系の整備を進める

沿岸域の総合的管理

沿岸域の総合的管理の推進

- 各地域の特性に応じて陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組を推進することとし、地域の計画の構築に取り組む地方に支援し、沿岸域の安全の確保、多面的な利用、良好な環境の形成及び魅力ある自律的な地域の形成を図る

陸域と一体的に行う沿岸域管理

- 山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の推進、陸域から流入する汚濁負荷の削減、藻場、干潟、サンゴ礁等の保全、漂流・漂着ごみ対策の推進

閉鎖性海域での沿岸域管理の推進

- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく基本計画を変更
- 東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾において全国海の再生プロジェクトを進める

沿岸域における利用調整

- 沿岸域における地域の実態も考慮した海面の利用調整ルールづくりを推進、地域の利用調整ルール等の情報へのアクセス改善、沿岸域利用者に対する周知・啓発

東日本大震災を踏まえた防災対策、環境対策等

被害の防止・軽減対策、観測、調査、研究

- 津波防護施設等のハード、津波ハザードマップ等のソフトを組み合わせた、多重防御による津波防災地域づくりを推進
- 海岸堤防等の耐震化、水門等の自動化・遠隔操作化、耐震強化岸壁を整備
- ブイ式海底津波計による津波観測の実施や地震、津波のリアルタイムでの観測が可能な海底観測網の整備とモデル化による予測・検証

環境対策等

- 放射線モニタリングについて、海水、海底土、海洋生物のモニタリングを実施
- 東日本大震災起因の洋上漂着物について、漂流予測、情報提供、民間団体等への支援等を実施

海洋に関する国際的協調

海洋の秩序形成・発展

- 多国間及び二国間の海洋協議等の場を活用して国際的なルールの整備や国際的なコンセンサスづくりに貢献
- 国際法に基づく国際的なルールにのっとり、海洋に関する紛争の解決を図る
- 国際海洋法裁判所等の海洋分野における国際司法機関の活動を積極的に支援

海洋に関する国際的協力

- 海洋に関する国際的な枠組みに積極的に参加し、国際社会の連携・協力の下で行われる活動等において主導的役割を担うように努める
- ASEAN地域フォーラム等様々な場を積極的に活用し、関係各国と海洋の安全に関する協力関係を強化

海洋教育の充実及び海洋に関する理解の増進

海洋教育の充実

- 初等中等教育における海洋教育の充実を図るとともに、関係機関、大学、民間企業等が行うアウトリーチ活動、各機関の連携等を推進
- 中長期的な観点で海洋産業、海洋教育の担い手を育成、地域の産官学のネットワークにより、地域の特性をいかした人材育成の推進

海洋に関する理解の増進

- 国民の海洋への理解増進を図るため、各種の行事を通じて海洋に触れ合う機会を充実、マスメディア等を通じた情報発信、双方向での情報交換を推進

海洋政策のこれまでの取組と今後の取組について

青字：法律の制定
緑字：海洋本部決定・了承

主な事項	これまでの取組	今後の取組
全体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海洋基本法成立、総合海洋政策本部の設置 (H19) ○ 海洋基本計画の策定 (H20.3) 及び改定 (H25.4) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参与会議は、海洋基本計画に掲げる諸施策の実施状況等の評価・検討を行い、必要な措置等を提案
海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海洋エネルギー・鉱物資源開発計画の策定 (H21.3) 及び改定 (H25.12) ○ EEZ等における鉱物の探査及び科学的調査に関する今後の対応方針の決定 (H23.3) ○ 我が国における海洋保護区の設定のあり方についての了承 (H23.5) ○ 東日本大震災後の洋上漂流物対策 (H23.8～) ○ 海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針の決定 (H24.5) ○ 改正鉱業法の成立 (資源探査に係る規制強化等) (H23.7) ○ 海洋再生可能エネルギー「実証フィールド」の公募 (H25.3～H26.2) ○ 海洋国家基幹技術の取りまとめ (H25.5) ○ 「新海洋産業振興・創出PT」の取りまとめ (H26.4) ○ 次世代海洋資源調査技術の研究開発の推進 (戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) の一部) (H26.4～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海洋エネルギー・鉱物資源の開発については、資源ポテンシャル把握のための技術開発と広域科学調査・資源探査、生産に向けた技術開発を実施 ○ 海洋再生可能エネルギーの利用促進については、実用化に向けた技術開発の加速や事業化を促進 ○ 海洋保護区を、海洋生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的とした手段の1つとして、関係府省連携の下、その設定を適切に推進する。 ○ 国際競争力を有する海洋資源開発関連産業の戦略的な育成を行う。
海洋の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海賊対処法の成立 (H21.6) ○ 日本船舶警備特別措置法の成立 (H25.11) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ソマリア沖・アデン湾での海賊対策を引き続き実施
科学的知見の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海洋情報クリアリングハウスの運用開始 (H22.3) ○ 海洋政策支援情報ツール (海洋台帳) の運用開始 (H24.5) ○ 「海洋調査及び海洋情報一元化・公開PT」の取りまとめ (H26.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海洋に関する基礎研究、中長期的な視点に立って実施すべき研究開発を推進 ○ 世界をリードする基盤的な技術の研究開発を推進 ○ 北極域、南極域等の観測・調査研究を継続・推進
海洋の総合的管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針の決定 (H21.12) ○ 低潮線保全法の成立 (H22.5) 及び低潮線保全基本計画の策定 (H22.7) ○ EEZの外縁を根拠付ける離島 (99島) への名称付与、海図等への記載 (～H24.3) ○ 大陸棚の延長に大陸棚限界委員会への申請 (H20.11) 及び同委員会からの勧告の受領 (H24.4) ○ 「EEZ等の海域管理のあり方PT」の取りまとめ (H26.3) ○ 「EEZ等の海域管理の在り方検討チーム」の取りまとめ (H26.6) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 領海及び排他的経済水域等の管理については、国際法上、我が国が行使し得る権利がこれらの海域では異なることから、それぞれの特性を踏まえた管理の枠組みについて、必要に応じ法整備も含め、検討する。検討に当たっては、海域を利用する際に様々な関係者が効率的かつ効果的に利用できるよう、海域利用調整の枠組みを構築する。 ○ 我が国の領海、EEZの外縁を根拠付ける離島の安定的な保全、管理等を重点的に推進

平成26年度海洋関連予算の概要①

1. 海洋資源の開発及び利用の推進

海洋エネルギー・鉱物資源の開発の推進

- 石油・天然ガス資源、メタンハイドレートの生産技術、海底鉱物資源開発等
336億円(H25補正予算:17億円)(H25予算:320億円) (経済産業省)
- 海洋資源調査研究の戦略的推進
15億円(H25予算:31億円) (文部科学省)
- 遠隔離島における活動拠点の整備
120億円(H25補正予算:29億円)(H25予算:108億円) (国土交通省)

海洋再生可能エネルギーの利用推進

- 洋上風力発電の実現に向けた技術開発・実証研究
49億円(H25補正予算:280億円)(H25予算:125億円) (経済産業省)
- 14億円(H25予算:16億円) (内閣官房・環境省)
- 波力、潮流等を活用した発電技術研究開発及び安全・環境対策
34億円(H25予算:25億円) (経済産業省・国土交通省・環境省)
- 8億円の内数(H25予算:8億円の内数) (文部科学省)

水産資源の開発及び利用

- 広域的な漁場整備と水域の環境保全対策を推進
111億円(H25補正予算:17億円)(H25予算:94億円) (農林水産省)

2. 海洋環境の保全等

生物多様性の確保等

- 地球規模生物多様性モニタリング推進事業
3億円の内数(H25予算:2億円) (環境省)

環境負荷の低減

- 水質汚濁物質排出量等総合調査
0.2億円(H25予算:0.3億円) (環境省)

3. 排他的経済水域等の開発等の推進

- 大陸棚の限界設定に向けた対応
0.3億円(H25予算:0.3億円) (内閣官房・外務省)
- 13億円の内数(H25予算:13億円の内数) (国土交通省)
- 排他的経済水域の根拠となる低潮線及びその周辺の状況調査、巡視等の実施
0.6億円(H25予算:0.6億円) (国土交通省)
- 排他的経済水域における漁場整備の推進
30億円(H25補正予算:10億円)(H25予算:22億円) (農林水産省)

4. 海上輸送の確保

- 船員の確保・育成のための総合対策の推進等
80億円(H25予算:76億円) (国土交通省)
- 港を核とした国際コンテナ物流網の強化
(国際コンテナ戦略港湾政策の深化と加速)
446億円(H25補正予算:94億円)(H25予算:400億円) (国土交通省)
- 新たなエネルギー輸送ルートの海上輸送体制の確立
2億円 (国土交通省)

5. 海洋の安全の確保

海洋の安全保障や治安の確保

- 海上防衛力の維持・整備(装備品等の開発含む)
3,177億円(H25補正予算:212億円)(H25予算:2,222億円)
【H30年度までの後年度負担額を含む】 (防衛省)
- 領海警備のための戦略的海上保安体制の構築
337億円(H25補正予算:182億円)(H25予算:343億円) (国土交通省)
- ソマリア沖・アデン湾における海賊対策
37億円(H25補正予算:53億円)(H25予算:34億円) (防衛省)
- 1億円(H25予算:0.9億円) (外務省・国土交通省)
- マラッカ・シンガポール海峡における海賊対策
0.8億円(H25予算:0.9億円) (外務省・国土交通省)

海上交通における安全対策

- 航路標識の整備等
59億円(H25補正予算:8億円)(H25予算:66億円) (国土交通省)
- 海洋及び沿岸域の水路測量、海象観測等
5億円(H25予算:8億円) (国土交通省)

海洋由来の自然災害への防災体制の強化

- 地震防災研究戦略プロジェクト
16億円(H25予算:18億円) (文部科学省)
- 港湾の耐震化、津波対策等による事前防災・減災対策の推進
1,762億円の内数(H25補正予算:39億円)(H25予算:1,723億円の内数) (国土交通省)
- 海岸の耐震化、津波対策等による事前防災・減災対策の推進
258億円の内数(H25補正予算:40億円の内数)(H25予算:250億円の内数) (農林水産省・国土交通省)
- コンビナート港湾の強靱化の推進
2億円 (国土交通省)
- 地震・津波対策としての漁港の整備
1,064億円の内数(H25予算:1,088億円の内数) (農林水産省)

平成26年度海洋関連予算の概要②

6. 海洋調査の推進

- 海洋情報の収集・管理・提供業務の推進(海洋情報の一元化)
0.9億円(H25予算:1億円) (国土交通省)
- 海底地形、地殻構造等の調査実施
13億円(H25予算:13億円) (国土交通省)
- 北極気候変動研究プロジェクト
15億円の内数(H25予算:17億円の内数) (文部科学省)

7. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進

- 深海地球ドリリング計画推進
103億円(H25予算:97億円) (文部科学省)
- 気候変動リスク情報創生プログラム、気候変動適応戦略イニシアチブ
17億円(H25予算:18億円) (文部科学省)
- 海洋資源調査研究の戦略的推進
15億円(H25予算:31億円) (文部科学省)
- 海洋構造物に係る研究開発のための基盤強化
1億円 (国土交通省)

宇宙を活用した施策の推進

- いぶき(GOSAT)観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備
7億円(H25補正予算:8億円)(H25予算:13億円) (環境省)

8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化

経営基盤の強化

- 漁業経営セーフティネット構築事業
45億円(H25補正予算:203億円)(H25予算:35億円) (農林水産省)

新たな海洋産業の創出

- 海洋産業の戦略的育成のための総合対策
14億円(H25予算:12億円) (国土交通省)

9. 沿岸域の総合的管理

- 漂流・漂着・海底ゴミに係る削減方策総合検討事業
0.8億円(H25予算:0.8億円) (環境省)
- 沿岸域環境改善技術評価事業
0.1億円 (環境省)

10. 離島の保全等

離島の保全・管理

- 国境の警戒監視体制の整備等
159億円【H27年度までの後年度負担額を含む】 (防衛省)
- 沖ノ鳥島の管理体制の強化
6,316億円の内数(H25予算:6,176億円の内数) (国土交通省)

離島の振興

- 奄美群島及び小笠原諸島の振興開発
263億円(H25補正予算:25億円)(H25予算:247億円) (国土交通省)
- 離島の振興
504億円(H25補正予算:86億円)(H25予算:494億円) (国土交通省)

11. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- ソマリア沖・アデン湾、マラッカ・シンガポール海峡における海賊対策・安全確保に関する国際協力
2億円(H25予算:2億円) (外務省・国土交通省)
- 37億円**(H25補正予算:53億円)(H25予算:34億円)(再掲) (防衛省)

12. 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

- 海事・水産分野における人材育成
4億円(H25予算:3億円) (国土交通省)
- 6億円**(H25補正予算:3億円)(H25予算:8億円) (農林水産省)

海洋関連予算の合計額:1兆2,806億円

(H25年度補正予算額:2,000億円、H25年度予算額:1兆2,758億円)

【注1】合計額には、内数として額が特定できない施策分の金額を含まない。

【注2】()内はH25予算及びH25補正予算。

総合海洋政策本部参与会議意見書の概要

【概要及び経緯】

- 「参与会議」は、海洋政策の重要事項について審議し、総合海洋政策本部長（内閣総理大臣）に意見を述べるため、総合海洋政策本部令に基づき、本部長任命の有識者10人以内で構成。
- 海洋に関する情勢の変化等を勘案した新たな海洋基本計画の策定に向けた意見書が、平成24年11月、座長から総理に手交され、同意見書を基に現行海洋基本計画が平成25年4月26日閣議決定。
- 海洋基本計画の更なる具体化に向けて、①新海洋産業振興・創出、②海洋調査・海洋情報の一元化・公開、③排他的経済水域（EEZ）等の海域管理のあり方の3つのテーマについて参与会議にプロジェクトチーム等を設置し、参与以外の幅広い関係者の参画も得ながら、テーマごとに集中的に検討を実施。
- 平成26年5月22日、意見書を海洋政策担当大臣に手交。

参与会議の座長とPT主査（任期：H24.5.24～H26.5.23）



小宮山 宏 参与（座長）
（株）三菱総合研究所理事長
＜海洋全般＞



新海洋産業振興・創出PT主査
湯原 哲夫 参与
キャノングローバル戦略研究所理事
＜海洋産業＞



海洋調査・海洋情報の一元化・公開PT主査
平 朝彦 参与（座長代理）
（独）海洋研究開発機構理事長
＜海洋調査＞



EEZ等の海域管理のあり方PT主査
河野 真理子 参与
早稲田大学法学学術院教授
＜国際法＞

意見書を海洋政策担当大臣に手交（H26.5.22）



意見書のポイント①

新海洋産業振興・創出について

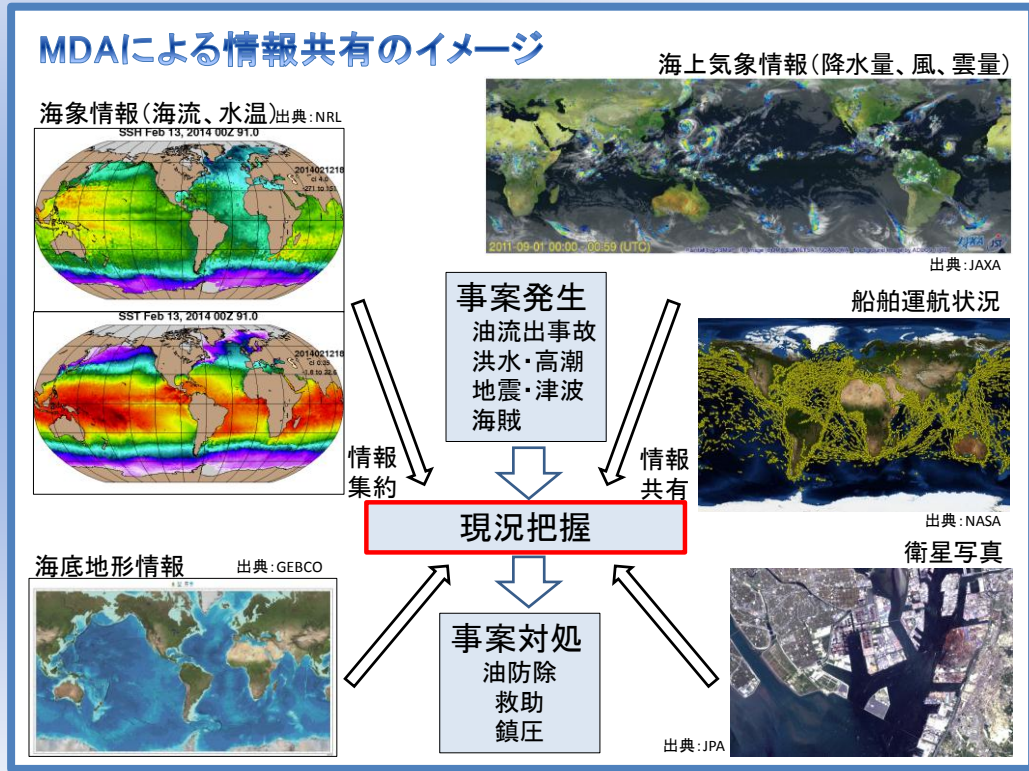
- 従来の海運、造船業や漁業に加え、海洋資源開発を支える関連産業、洋上風力発電等の海洋再生可能エネルギーなど新たな海洋産業を創出し、成長産業へと育成していくことが重要。このため、国は、官民連携を強化し、研究開発及び実証試験を推進するとともに、海外の海洋開発プロジェクトに日本が参画するための対応が必要。
- 具体的な施策として、海洋石油・天然ガス開発における大水深掘削事業への我が国企業の進出の促進、メタンハイドレート開発の官民連携の推進、洋上風力発電等の海洋再生可能エネルギーの産業化の推進等が重要。
- また、これらの実現のため、海洋人材の育成も重要。

意見書のポイント②

海洋調査・海洋情報の一元化・公開について

○ 海洋産業の育成のためには、海洋調査データ収集・管理・公開に関する諸情報について、項目の共通化を図り、一元的に収集し、適切に公開することが必要。また、海洋調査産業の育成強化も必要。

○ 海からの脅威へ対処し、我が国の安全保障を確保するため、MDA（海洋状況把握／海洋領域認識）※は重要な取組であり、国家安全保障局、総合海洋政策本部事務局、宇宙戦略室等、関係組織が連携した体制の下での検討が必要。



※ MDA（Maritime Domain Awareness）：
グローバルな海洋情報をリアルタイムで共有する取組

意見書のポイント③

EEZ等の海域管理のあり方について（１）

- EEZ等の海域管理のあり方として、①海洋自体の利用目的の調整及び利用者間の調整、②海洋における経済活動の推進、及び海洋開発と環境保全の調和、③関連国際法に基づく権利行使と義務遵守、それに伴う国内法令の調整や、国と地方公共団体の権限の調整・整理等に係る施策を推し進めることとされた。
- そのような施策推進に向け、海洋の計画的な開発・利用・保全と海洋産業の振興を目的として、持続的な方法で円滑かつ効率的・効果的に管理するための法制度の整備が必要との考え方で一致した。
- 管理に必要な視点として、地理的・地形的な物理的特性を十分踏まえること、将来の新たな開発・利用に対応できる柔軟性も必要なこと、開発と環境保全のバランスが必要なことが挙げられた。

意見書のポイント③

EEZ等の海域管理のあり方について（2）

- 管理体制として、総合海洋政策本部長である内閣総理大臣及び副本部長である海洋政策担当大臣が主導し、各府省及び地方公共団体が効果的に連携・協力する制度の確保が重要であることで一致した。
- 開発・利用の促進のために、民間事業者の積極的な参加を促進することが不可欠であるとともに、既存利用者の利益を害することなく、新規利用者の負担軽減につながる、透明性ある手続と制度の構築が必要であると指摘された。行政によるワンストップ手続については賛否が分かれるとともに、漁業補償のあり方については多様な意見があった。
- 海洋開発・利用は、海洋生物の多様性や生態系など海洋環境全体の保全と両立する、持続可能なものでなければならない。また、秩序ある海洋開発・利用を促進するための環境保全手法と基準の確立が期待された。